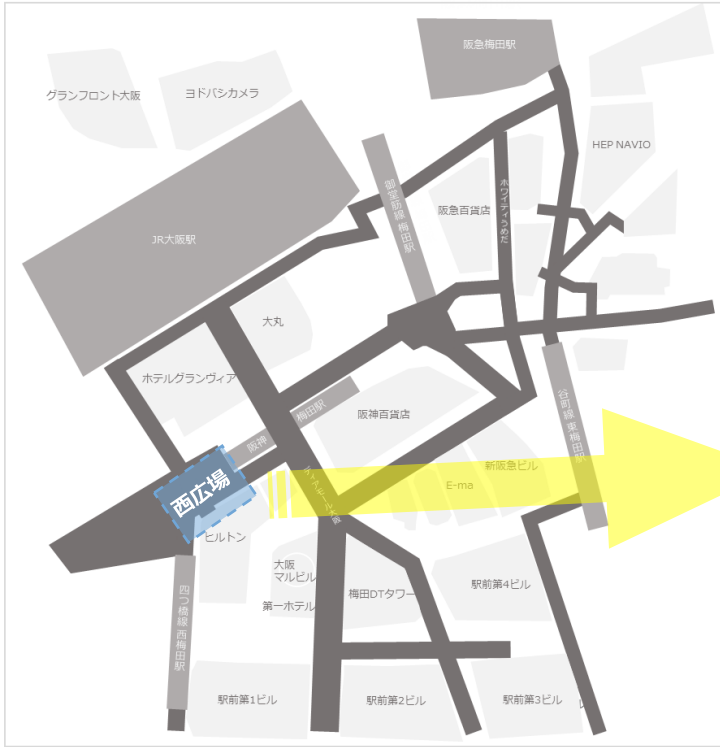


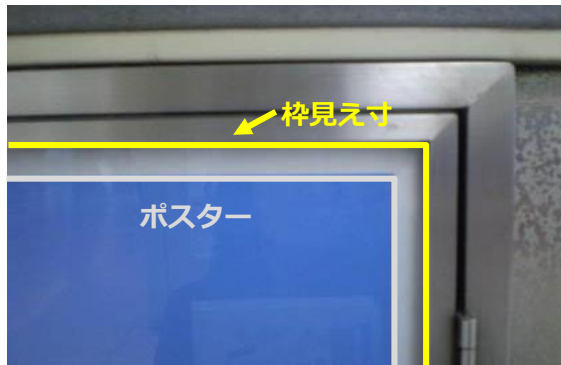
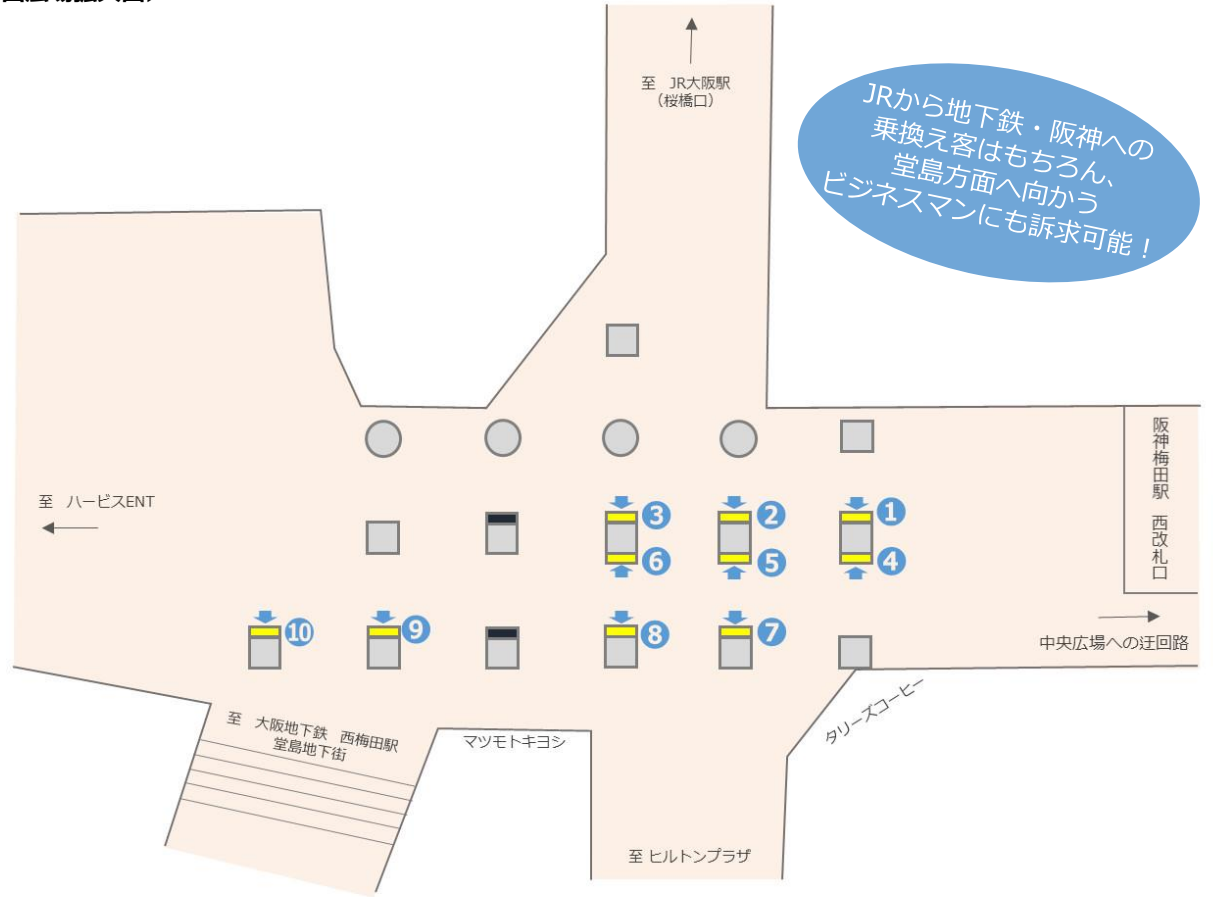


媒体名称	大阪駅前地下道 西広場ポスタージャック
掲出場所	大阪駅前地下道 西広場
広告料金 (税別)	¥360,000- /1週間 ※取付・撤去費込み
仕様	B1サイズポスター 10枚
サイズ	(枠サイズ) H1,050×W750(mm) (ポスターサイズ) B1 H1,030×W728(mm)
掲出期間	1期 1週間
スタート日	月曜スタート
申込方法	仮押さえ3営業日可 (1回のみ) ※当月、翌月は仮押さえ不可 ※2020年9月27日掲出分までを受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターはご支給下さい。 ・複数ビジュアルでの掲出は貼り指示書をご提出下さい。 ・ポスター納品は、3営業日前までに弊社必着です。 ・同一クライアントでの連続のお申込みは、4期迄とさせていただきます。 ・大阪市建設局によるクライアント審査、及び意匠審査がございます。 ・大阪地下道では地下道整備工事が行われています。工事の進捗により、新たに支障箇所が出てくる可能性がございます。万一掲出予定期間に一部支障することになった場合は、支障する面数分を割引させていただきます。



西梅田駅改札前広場をB1ポスターでジャックできるお得なプラン！

<西広場拡大図>



※ポスターより枠が大きいため、設置時若干の隙間ができます。

※工事等の影響により掲出枚数に変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

■広告掲出に関して、以下の業種は掲出できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ・消費者金融
- ・商品先物取引に関するもの
- ・たばこ
- ・ギャンブルにかかるもの
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。
ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く
- ・探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・市税を滞納している事業者
- ・大阪市建設局が不適切と認めるもの